

| 番号 | 請求日 請求受付番号 | 公開請求の内容 | 担当室課等 | 決定日 決定通知番号 | 決定の 種類 | 決定の理由等 | 異議申立日 異議申立番号 | 異議申立ての理由等 |
|----|---------------------------------------|--|------------------|----------------------------|------------|--|---------------------------|--|
| 1 | 平成26年7月15日 (平成26年度請求 受付番号第620号) | 大阪府こころの健康総合センター 所管する「ICD-10」F4類(F40・F41・F42・F43・F44・F45・F48)から、「抑うつ状態」規定分かるもの求める。又は、記載部分求める。※「神経症」抑うつ状態であることを分かるもの。 | こころの健康 総合センター | 平成26年7月22日付け こ健第1366-3号 | 不存在 非公開 | 本件請求の趣旨は、大阪府こころの健康総合センター(以下「当センター」とする。)が所管する「ICD-10」に示されているF4類のうち「(神経症)抑うつ状態」が含まれているものを示す資料又は規定を求めるものであると解して文書の特定を行った。 そもそも、「ICD-10」とは、世界保健機関が作成した「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」の10回目の改正版であり、その日本語版を厚生労働省が作成したものである。このため「ICD-10」は当センターが所管しているものではなく、また、「ICD-10」の疾病分類表のF4類に『「神経病」抑うつ状態』の表記が見当たらないこと、当センターにおいて、「ICD-10」の分類法に関して、独自で別途分類等を定めた文書も作成していないことなどから、請求者の求める文書等は存在しない。 よって、本件公開請求にかかる行政文書については、取得又は作成していないため、管理していない。 | 平成26年8月18日 平成26年度第9号 | 「神経病(抑うつ状態)」判明する資料求める。処分の決定事項を補正求めたが、却下する返答やA職員発言トラブル連発の為、「ICD-10」欠如する元、「B区」件全く分からず、社援第1533号「不非公開」件(H26.6/2)添明資料として、本件と「B区」件の整合性等々知る権利有。 C市の答申第〇号「第〇号」不非公開件(6・7貼る法的根拠欠如)始まりに、市答申第〇号「件」は、D委員関与(D会長答申)、第〇号「不承認」件(大個審答申第〇号E会長)は、E会長関与有、府市不一致は、疑義有。 |
| 2 | 平成26年8月18日 (平成26年度請求 受付番号第802号) | 大阪府こころの健康総合センターの持つ職員研修資料から、次の分求める。「道義的責任(地公法第29条)」「服務規律」「接遇」等の府民サービス理解出来るもの。A・F職員「発言」トラブル多々有。F職員は、「伝言」トラブル(上司・A) | こころの健康 総合センター | 平成26年8月28日付け こ健第1817号 | 不存在 非公開 | 本件請求の趣旨は、大阪府こころの健康総合センターが管理する職員研修資料から「道義的責任(地公法第29条)」「服務規律」「接遇」等の府民サービスについて記載した行政文書を求めるものであると解した。 しかし、当センターにおいて、当該行政文書は作成又は入手していないため、管理していない。 | 平成26年10月15日 平成26年度第39号 | 公務員の回答(主張)処分の取り消し行い、「的確」に分かるもの決定求める。 公務中の府民への接遇「服務規律」等々公務員は、適宜対応を的確・適正・適切に実施、対処する法律責務(地公法第35条)負う。本件等々は、地方公務員法「争点」でもある。 |
| 3 | 平成26年8月18日 (平成26年度請求 受付番号第810号) | こころの健康総合センターのF副主査が主張する職員の公務中「人権」(府民への発言)を繰り返すが、職員が「人権」持つ公務中の資料求める。F職員「人権」の為、府民の「苦情」拒否有。 | こころの健康 総合センター | 平成26年8月28日付け こ健第1818号 | 不存在 非公開 | 本件請求の趣旨は、こころの健康総合センターの職員が「公務中の職員に人権がある」と発言したことに関して、こころの健康総合センターが保有する、公務中の職員が持つ人権について記載した行政文書を求めるものであると、情報公開課が確認した。 しかし、当センターにおいて、当該行政文書は作成又は入手していないため、管理していない。 | 平成26年10月15日 平成26年度第40号 | 同上 |
| 4 | 平成26年8月18日 (平成26年度請求 受付番号第808号) | こ健第1366号「不非公開」件・こ健第1366-3号「不非公開」件等より、社援第1533号「不非公開」件添明資料に基づき、8/15(金)A主査のB区生活支援「件」を「理由」示唆する主張の「理由」予想するもの、分かるもの求める。※「社援第1533号「不」件提出済。(社発第727号-第2-1(3)参照要す) | こころの健康 総合センター | 平成26年8月28日付け こ健第1825号 | 不存在 非公開 | 本件請求の趣旨は、こころの健康総合センターの職員がB区生活支援の件について請求者との電話におけるやり取りの中で発言した「理由」について、その「理由」を示すもの、又はその「理由」として予想されるものが分かる行政文書を探していると解されるが、当センターにおいて、当該行政文書は作成又は入手していないため、管理していない。 | 平成26年10月15日 平成26年度第41号 | 同上 |
| 5 | 平成26年9月5日 (平成26年度請求 受付番号第895号) | こころの健康センターは、府民の「苦情」と争う職員の発言が、資料等該当するもの求む。(「苦情」を争えるもの) | こころの健康 総合センター | 平成26年9月18日付け こ健第1894号 | 不存在 非公開 | 本件請求の趣旨は、大阪府こころの健康総合センターの職員が府民からの苦情に対して争える根拠について記載した行政文書を求めるものであると解した。 しかし、当センターにおいて、当該行政文書は作成又は入手していないため、管理していない。 | 平成26年10月15日 平成26年度第42号 | 同上 |
| 6 | 平成26年9月8日 (平成26年度請求 受付番号第903号) | こころの健康センターG次長は、「通知類」個人情報欠如する「異議申立人H」説明を疑義示す口調から、「こ健第1825号」不非公開件相違した為、「相当性」見なすもの求める。※9/5は、G・A職員共に「B区生活支援」援護! | こころの健康 総合センター | 平成26年9月18日付け こ健第1895号 | 不存在 非公開 | 本件請求の趣旨は、大阪府こころの健康総合センターがこ健第1825号により行った不存在による非公開決定処分について、その相当性を記載した行政文書を探していると解した。 しかし、当センターにおいて、当該行政文書は作成又は入手していないため、管理していない。 | 平成26年10月15日 平成26年度第43号 | 同上 |

| 番号 | 請求日 請求受付番号 | 公開請求の内容 | 担当室課等 | 決定日 決定通知番号 | 決定の 種類 | 決定の理由等 | 異議申立日 異議申立番号 | 異議申立ての理由等 |
|----|---|--|------------------|----------------------------|------------|--|---------------------------|--|
| 7 | 平成26年9月18日 (平成26年度請求 受付番号第974号) | 9/18、G次長、「B区の解釈」発言の真意を示す、根拠資料求める。(職員「公務員」は、発言に法律責任を負う。的確に説明義務有。)疎明資料「こ健第1825号」不非公開件・第〇号「不非開示」件添付(第〇号「不非開示」件)追記 | こころの健康 総合センター | 平成26年10月1日付け こ健第1940号 | 不存在 非公開 | 本件請求の趣旨は、平成26年8月28日付け、こ健第1825号により行った不存在による非公開決定処分について、その根拠となる行政文書を求めるものと解した。 しかし、当センターにおいて、当該行政文書は作成又は入手していないため、管理していない。 | 平成26年10月15日 平成26年度第44号 | 同上 |
| 8 | 平成26年9月22日 (平成26年度請求 受付番号第990号) | 大阪府こころの健康総合センターG次長は、生活保護法第57条否認や「こ健第1366号」不件添明資料「社援第3239号」件否認する為、電話上音読(異議申立人H)聞かず、政令市は違う発言の根拠求める。 | こころの健康 総合センター | 平成26年10月1日付け こ健第1956号 | 不存在 非公開 | 本件請求の趣旨は、生活保護法及び平成26年5月23日付け、こ健第1366号により行った不存在による非公開決定通知書の根拠となる行政文書を求めるものと解した。 しかし、当センターにおいて、当該行政文書は作成又は入手していないため、管理していない。 | 平成26年10月15日 平成26年度第45号 | 同上 |
| 9 | 平成26年9月22日 (平成26年度請求 受付番号第991号) | 「こ健第1734号」公件(H26.8/18)の「指針」に対する確認事項拒否(G)の為、別記「自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定判定指針」第2-1は、「神経症」理解する点抜粋求める。※生活保護法第4条関係→市民の声No〇(保護課I回答)添付。※6・7押印根拠不明の見解示す。 | こころの健康 総合センター | 平成26年10月1日付け こ健第1957号 | 不存在 非公開 | 本件請求の趣旨は、自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定判定指針において「神経症」に関する行政文書を求めるものと解した。 しかし当センターにおいて、当該行政文書は作成又は入手していないため、管理していない。 | 平成26年10月15日 平成26年度第46号 | 同上 |
| 10 | 平成26年10月15日 (平成26年度請求 受付番号第1079号) | こ健第1366-3号「不」件は、10/10請求事項に基づく決定実施強調するJ・G職員主張から、大阪府こころの健康センターの持つ「ICD-10」求める。様式第10号(第9条関係)⑤「ICD-10」表示有、こ健第1366-3号理由記載相違。※⑤の越権行為可能性。 | こころの健康 総合センター | 平成26年10月27日付け こ健第2076号 | 不存在 非公開 | 本件請求の趣旨は、大阪府こころの健康総合センターが管理する「ICD-10」に関する行政文書を求めるものと解した。 しかし、当センターにおいて、当該行政文書は作成又は入手していないため、管理していない。 なお、当センターで保有する「ICD-10」に係る文書は一般に市販されており、不特定多数の者に販売することを目的として発行される書籍であり、大阪府情報公開条例第2条第1項ただし書きにより行政文書に当たらない。 | 平成26年12月5日 平成26年度第53号 | 処分の取り消しを求め、2076号理由と2138号理由の整合性示すもの特定せよ。※説明拒否する裁量権欠き、却下した退室行為は、裁量権濫用。(10/15)※J・G 「ICD-10」は、国の概要扱い。「ICD-10」市販で、有っても、又、ネット「公開」有っても、厚生労働省HP上の「自立支援医療(精神通院医療)の概要「ICD-10」は、以前、K主査の情報提供有。(大阪府こころの健康総合センター) |
| 11 | 平成26年10月29日 (平成26年度請求 受付番号第1160号) | こ健第2076号「不」件(H26.10/7)は、こ健第1734号「公」件(診断書(精神通院医療用)大阪府所定様式ICDコード適用する表示)相違やこ健第1366-3号「不」(「ICD-10」F4類の「抑うつ状態」規定欠く※「神経症」抑うつ状態であることを分かるもの。相違にも有る為、別記自立支援医療(精神通院医療)の支給認定判定指針から、「神経症」示すもの※請求事項上記「指針」は、こ健第1734号「公」件。例「レセプト」は、神経症の場合である。 | こころの健康 総合センター | 平成26年11月12日付け こ健第2138号 | 不存在 非公開 | 本件請求は、「こ健第1734号」で公開を決定した自立支援医療認定判定指針である「自立支援医療費の支給認定について(平成18年3月3日障発第0303002号)」の中に記載された「神経症抑うつ状態」についての記載された部分の公開を求めるものと解した。 しかし、当センターにおいて、当該行政文書は作成又は入手していないため、管理していない。 | 平成26年12月5日 平成26年度第54号 | 同上 |
| 12 | 平成26年10月15日 (平成26年度請求 受付番号第1077号) | 10/15医療健康部J補佐は、「不適切発言」が、「裁量権の濫用」否認。従って、「裁量権」示すもの、分かるもの求める。又、「職権」「職責」は、行政サービス(最大の努力)・府民サービス(最善の利益)以外のもの求める。 | 健康医療部 健康医療総務課 | 平成26年10月29日付け 健医総第1870号 | 不存在 非公開 | 本件請求は、以下の行政文書を求めているものと解されるが、当課において、当該行政文書は、作成又は取得していないため、管理していない。 ・前段部分:府職員が行った「不適切発言」は「裁量権の濫用」に当たらないとの府職員の説明について、「裁量権」がわかる行政文書 ・後段部分:府職員の「職権」、「職責」は行政サービス(最大の努力)、府民サービス(最善の利益)以外のものを含むことについて、そのことがわかる行政文書 | 平成26年12月11日 平成26年度第56号 | 事実行為等の法令上可能(裁量権)要す。(1870号) 信義則や注意義務免責示すもの要す。(1872号) (1874号)根拠要す。 適宜対応の的確義務値するもの事実行為(J補佐)の法令適正分かるもの示すもの要す。 |

| 番号 | 請求日 請求受付番号 | 公開請求の内容 | 担当室課等 | 決定日 決定通知番号 | 決定の 種類 | 決定の理由等 | 異議申立日 異議申立番号 | 異議申立ての理由等 |
|----|---|--|----------------------|--------------------------------|------------|--|---------------------------|--|
| 13 | 平成26年10月15日 (平成26年度請求 受付番号第1078 号) | 医療健康部J補佐「資料無く・書面 無く、裁量権」主張する元「指針」説 明拒否する為、可能分るもの求め る。(条例等)又、医師法免除・免責 示すもの求める。 | 健康医療部 健康医療総 務課 | 平成26年10月29日付 け 健医総第1872号 | 不存在 非公開 | 本件請求は、以下の行政文書を求めているも のであると解されるが、当課において、当該行 政文書は、作成又は取得していないため、管理 していない。 ・資料がなく、書面がないにもかかわらず、府 職員が発言できる「裁量権」があるという主張に ついて、その根拠となる行政文書 ・府職員が、平成18年3月3日付け厚生労働省 社会・援護局障害保険福祉部長名発出の「自 立支援医療費(精神通院医療)の支給認定実 施要項」の「第4 支給認定(2)」中「別記の判 定指針」として定められている「自主支援医療費 (精神通院医療費)の支給認定判定指針」の説 明を拒否できることについて、その根拠となる行 政文書 ・府職員が医師法を免除・免責されることにつ いて、そのことを示す行政文書 | 平成26年12月11日 平成26年度第57号 | 同上 |
| 14 | 平成26年10月15日 (平成26年度請求 受付番号第1080 号) | 健康医療部は、「自立支援医療」対 象外府民への、あたかも対象かの扱 いする様な発言等続き、「申請」や 「通院治療」無く、「対象」かの発言 は、人格権侵害する裁量権濫用示 す→否認出来るもの求める。 | 健康医療部 健康医療総 務課 | 平成26年10月29日付 け 健医総第1874号 | 不存在 非公開 | 本件請求は、「自立支援医療」の対象とならな い府民に対して、対象であるような発言等をそ の健康医療部職員が続けたことは、人格権を侵 害する行為であり、裁量権の濫用に当たると請 求者は考えており、この行為が、裁量権の濫用 に当たることを否認することができることを記載 した行政文書を求めるものであると解されると情 報公開課から確認した。 当課において、当該行政文書は作成又は取 得していないため、管理していない。 | 平成26年12月11日 平成26年度第58号 | 同上 |
| 15 | 平成26年7月15日 (平成26年度請求 受付番号第617号) | ①子家第1878号「公」件の事業ガイ ドラインP4「③ひきこもりと不登校」は 文部科学省見解の相関性分かる資 料類求める。②不登校がひきこもり に至る判断、並びに、ひきこもるま での対策する様々分かる資料類求 める。 | 福祉部子ども 室家庭支援 課 | 平成26年7月29日付け 子家第2190号 | 不存在 非公開 | 本件「事業ガイドライン」は、子家第1878号で 公開決定した平成23年度大阪府ひきこもり等サ ポーター連絡協議会事務担当者会議資料に含 まれている文書であり、請求者は本件「事業ガ イドライン」P4「③ひきこもりと不登校」の記載と、 文部科学省が「不登校」について示した見解と の関係が分かる資料を求めているものである と、請求者から確認した。 しかし、当該文書中の記載と文部科学省見解 との相関性がわかる資料類として家庭支援課が 作成した資料が存在しないため。 (①に係る請求) | 平成26年8月18日 平成26年度第10号 | 「子家第1878号」公件・「子家第1748号」不非 公開件処分の取り消しを求め、「子家」全件(私 の請求分「公」・「不」)の整合性求める。無責任、 無理解の法的責任重い。児童福祉法第1条示 す。 2013年「調査発表」は、全国第1位「不登校数」 大阪。学校教育法「就学義務」(26条)より規定 「不登校」定義は、義務教育期間。的確な資料 欠如が要因否定出来ず。(行政機関の資料必 要不可欠!!) |
| 16 | 同上 | 同上 | 福祉部子ども 室家庭支援 課 | 平成26年7月29日付け 子家第2190-2号 | 不存在 非公開 | 家庭支援課は、不登校がひきこもりに至る判 断を担当しておらず、また、不登校が、ひきこ もりに至る判断、並びに、ひきこもるま での対策する様々分かる資料類として、家庭支援課が作 成した資料が存在しないため。 (②に係る請求) | 平成26年8月18日 平成26年度第12号 | 同上 |
| 17 | 平成26年7月15日 (平成26年度請求 受付番号第619号) | 「子家第1748号」(不非公開件)よ り、昭和30年～平成23年9月期日以 前・以後の「不登校対策資料」求め る。(H23.9/15・23.9/27・H24.6/26) ※参加期日分取得 | 福祉部子ども 室家庭支援 課 | 平成26年7月29日付け 子家第2190-3号 | 不存在 非公開 | 子家第1748号は、「厚生省文児第188号」 ('不就学および長欠児童対策について(抄)') についての行政文書開示請求について、不存 在による非公開決定通知を行ったものである。 これを受けて、請求者は、昭和30年から、平 成23年9月に家庭支援課が出席した「大阪府ひ きこもり等サポーター連絡協議会」の開催期日 以前及び以後の「不登校対策資料」を求めている ものと確認したが、請求者の求める資料とし て、家庭支援課が作成した資料が存在しないた め。 | 平成26年8月18日 平成26年度第13号 | 同上 |

| 番号 | 請求日 請求受付番号 | 公開請求の内容 | 担当室課等 | 決定日 決定通知番号 | 決定の 種類 | 決定の理由等 | 異議申立日 異議申立番号 | 異議申立ての理由等 |
|----|---|---|---------------------|----------------------------|------------|---|---------------------------|---|
| 18 | 平成26年7月16日 (平成26年度請求 受付番号第622号) | 「子家第1748号」(不非公開)件より、長欠児童(不登校)対策資料を福祉部子ども室家庭支援課の作成した「不登校対策資料」求める。 | 福祉部子ども室家庭支援課 | 平成26年7月29日付け 子家第2190-4号 | 不存在 非公開 | 子家第1748号は、「厚生省文児第188号」(「不就学および長欠児童対策について(抄)」)についての行政文書開示請求について、不存在による非公開決定通知を行ったものである。請求者は、これを受けて、福祉部子ども室家庭支援課の作成した「不登校対策資料」を求めているものと解したが「不登校対策資料」として家庭支援課が作成した資料が存在しないため。 | 平成26年8月18日 平成26年度第14号 | 同上 |
| 19 | 平成26年9月5日 (平成26年度請求 受付番号第896号) | 家庭支援課は「子家第1748号」不件(H26.5/29)の「法令(通達)」廃棄するに至り、「資料」作成欠如から、児童相談所CWらの「不登校」関与する際の対処法(方法)求める。 | 福祉部子ども室家庭支援課 | 平成26年9月18日付け 子家第2636号 | 公開 | (公開することと決定した行政文書) 平成25年12月27日付け雇児発1227第6号「児童相談所運営指針について」(抜粋) | 平成26年10月15日 平成26年度第38号 | 「子家第1748号」不件(H26.5/29)は、「厚生省文児第188号」インターネット公開有る主張(明示)地方公務員法第28・29・35条等々「政府官報号外第135号」S40.12/18処分の取り消しを行い、的確な決定求める。公務員は適宜対応を的確、適正、適切に対処する法律責務を負う。「文初中第371号・厚生省文児第188号・収婦第44号」S40.12/18。 地方公務員法第30・31・33条等々「文初財第464号」等通達類。「大阪府外国籍住民指針」大阪府が行う「広聴」担当の団体応接する。2010(H22)11/8・2014(H26)2/20の民族教育すすめる連絡会・同胞保護者連絡会等々。 |
| 20 | 平成26年10月15日 (平成26年度請求 受付番号第1076号) | 家庭支援課は、青少年第1783号「不非公開(不登校対策資料は、含まれず)」件が、子家第1878・2636号「公(不登校対策資料)」件の明白な逆説逆説の為、裁量権示すもの、分かるもの求める。 | 福祉部子ども室家庭支援課 | 平成26年10月28日付け 子家第2958号 | 不存在 非公開 | 本件請求の趣旨は、青少年第1783号の不存在非公開決定と子家第1878号及び第2636号の公開決定が矛盾するものと請求者が考えたことから、当課の公開決定について適切な裁量権の範囲内であることを示す文書の公開を求めているものと理解したが、当課において、当該行政文書は作成又は取得していないため。 | 平成26年12月11日 平成26年度第60号 | (私の子どもの人生変えたL行為である。) 「L職員処分欠く」「M職員処分欠く」平成17年度の解決可能を著しく不利な事態の不利益基づく、損害を職員L問題「不就学」是認事態から、在日コリアン4世学籍排除理由要す。 「校長に転任するL職員」M職員共謀行為。職員が、「的確な説明欠いた」処分不要理由不明。H22.4/23.6/22の合同テーブル、上私は、在日コリアン4世不就学裁判の被告N市「O市教委が、不就学作る」答弁有。 |
| 21 | 平成27年10月7日 (平成27年度請求 受付番号第977号) | 社発第727号:第4章医療扶助運営要領-第3医療扶助実施方式より、「自動発券(略称)」する未使用「医療券」返戻義務指導:社保第87号-問15の免除されるもの。※社発727号-第1・第2示す。 | 福祉部地域福祉推進室 社会援護課 | 平成27年10月16日付け 社援第2376号 | 不存在 非公開 | 本件公開請求内容の趣旨は、「生活保護法による医療扶助運営要領について(昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知)」の第3医療扶助実施方式中の医療券に関して、「生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について(昭和48年5月1日社保第87号厚生省社会局保護課長通知)」の問15で医療扶助による診療報酬の請求を行わないときの医療券は福祉事務所に返戻させるべきとされている。本件公開請求では、福祉事務所から自動発券された医療券は、未使用の場合に当該福祉事務所への返戻義務が免除される根拠となる通知を求めているものと解されるが、これに該当する関係通知は見当たらなかった。 よって、本件公開請求にかかる行政文書については、取得又は作成していないため、管理していない。 | 平成27年12月1日 平成27年度第11号 | 生活保護法第1条及び同法第15条「医療扶助」・同条第29条。 参照※社援第2768(受付番号第1254・1255号)(H25.12/26)・1533号(H26.6/2)・2458号(H26.10/10)・3306号(H27.2/26)「不存在」件。 個人情報保護法・保護条例の定義より、公認する法規欠く元、実施する大阪市事例有る為。市側主張「不知」(個人情報)の実施行う。 |

| 番号 | 請求日 請求受付番号 | 公開請求の内容 | 担当室課等 | 決定日 決定通知番号 | 決定の 種類 | 決定の理由等 | 異議申立日 異議申立番号 | 異議申立ての理由等 |
|----|--|---|-------------------------|-------------------------------|------------|--|--------------------------|--|
| 22 | 平成27年11月4日 (平成27年度請求 受付番号第1133 号) | 保健外医療の本省相談、本庁課協 議、等の欠く、又、主治医の医療照 会欠く、並びに、嘱託医師協議欠く、 職員のみ判断可能。 | 福祉部地域 福祉推進室 社会援護課 | 平成27年11月18日付 け 社援第2561号 | 不存在 非公開 | <p>本件公開請求内容に関して、平成22年3月30日社援保発0330第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知「生活保護法による医療扶助の特別基準の取扱いについて」では、指定医療機関の診療方針及び診断報酬については、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例によっており、この例により難しい療養等について、原則として給付の対象としないが、「生活保護法による保護の基準」(昭和38年厚生省告示第158号)第二号の規定により、「要保護者に特別の事由があつて、前項の規定によりがたいときは、厚生労働大臣が特別の基準を定める」とされ、例外的に給付を行うことが可能となっている。</p> <p>また、同通知の3特別基準の設定の手續として、(1)各福祉事務所での対応では、ア特別基準の設定が必要であると思慮される場合には、当該治療法等における主治医の意見を聴取するとともに、検診命令により、主治医以外の専門医からの意見を聴取するものとされ、イ意見聴取の結果、特別基準の設定が必要であると思慮される場合には、保護台帳その他世帯の概況が分かる資料、保護決定調書、ケース記録(保護開始日と特別基準設定申請に係る部分)、実施機関の意見(特別基準の設定を必要とする理由等)、主治医の意見書・診断書及び診療に係る診療報酬明細書、主治医以外の専門医による意見書・診断書等、当該療養等に要する費用が分かる資料並びに医療要否意見書等の書類を添付し、都道府県知事(市長)あてに提出するものとされている。</p> <p>さらに、3の(2)都道府県本庁での対応では、都道府県本庁は福祉事務所から3の(1)の資料の提出を受けた際には、当該資料の他に、嘱託医等の意見を添付し、特別基準の設定を必要とする理由を付して厚生労働大臣あて情報提供を行うものとされ、(3)厚生労働省での対応では、必要に応じて、当該疾病に関する学会有職者の意見を求めた上で、特別基準の設定を行うものとされている。</p> <p>本件公開請求の趣旨としては、保険外医療について、福祉事務所の嘱託医との協議、主治医からの意見聴取、C市本庁との協議及び厚生労働省への意見照会等の手続きを行わずに、福祉事務所の職員のみ判断により医療扶助の給付が可能である旨の通知文書を求めているものと解されるため、これに該当する関係通知を捜索したところ見当たらなかった。</p> <p>よって、本件公開請求にかかる行政文書については、取得又は作成していないため、管理していない。</p> | 平成27年12月1日 平成27年度第12号 | 同上 |
| 23 | 平成26年6月10日 (平成26年度請求 受付番号第427号) | 人権局は、「人権侵害」・「人権問題」等の取り扱い資料求む。「職員」の「人種差別」を人権免責するもの求む。 | 府民文化部 人権局人権 擁護課 | 平成26年6月23日付 け 人権擁第1085号 | 不存在 非公開 | <p>請求者は、人権局職員及び情報公開課職員の一連の対応が「人権侵害」、「人権問題」及び「人種差別」であると主張したうえで、請求に及んだものであるため、請求の趣旨は、「職員がそういった行為を行っていたとしても免責される根拠。あるいはそういった事例があった際の取扱いに係る資料」と理解した。</p> <p>上記理解に基づき捜索を行った結果、本請求に係る文書が存在していなかったため。</p> | 平成26年8月18日 平成26年度第8号 | <p>了見分からず。処分の取り消しを求め、「事実」とうりの決定求める。</p> <p>普遍的な人権が、府は、判然とせず。職員への失望続く!!!</p> <p>私達親子「特別永住在日コリアン3・4世」は、日本人との差別化に生かされ、教育・児童福祉の日本人との差異付けられている。※H22.4/23、6/22のテーブル件有。</p> |

| 番号 | 請求日 請求受付番号 | 公開請求の内容 | 担当室課等 | 決定日 決定通知番号 | 決定の 種類 | 決定の理由等 | 異議申立日 異議申立番号 | 異議申立ての理由等 |
|----|--|--|-----------------------|--------------------------------|------------|---|---------------------------|---|
| 24 | 平成26年8月25日 (平成26年度請求 受付番号第833号) | 府民の苦情と争う職員多数から、「自己責任」免責・免除する職員研修資料類等々の「地方公務員法」第28～35条明確に分かるもの求む。※①広聴(P・Q)、①情報公開G(R・S・T)、②こころの健康総合センター(F)等々多人数。行政機関原則「苦情は解決する」法的責務有。(苦情は争うもので無い、行政・府民サービス上の説明責任果たすもの)「在日コリアン」差別必至に苦情争う①伝言の苦情争う② | 総務部人事 局人事課 | 平成26年9月4日付け 人事第1909号 | 不存在 非公開 | 本件請求の趣旨は、例示①、②の職員のように、府民からの苦情を解決しようとし無い職員が多数存在することから、府職員の地方公務員法上の責任を免責・免除され、分限処分や懲戒処分を受けないで済むことが明確にわかる根拠となるものを求めるものであると、情報公開課から確認した。 本件請求に係る行政文書の作成又は取得していないため管理していない。 なお、地方公務員法の逐条解説書等の資料は、一般に市販されており、不特定多数の者に販売することを目的として発行されている資料であり、大阪府情報公開条例第2条第1項ただし書きにより行政文書には当たらない。 | 平成26年10月15日 平成26年度第34号 | 「子家第1748号」不件(H26.5/29)は、「厚生省文児第188号」インターネット公開有る主張(明示)地方公務員法第28・29・35条等々「政府官報号外第135号」S40.12/18処分の取り消しを行い、的確な決定求める。公務員は適宜対応を的確、適正、適切に対処する法律責務負う。「文初中第371号・厚生省文児第188号・収婦第44号」S40.12/18。 地方公務員法第30・31・33条等々「文初財第464号」等通達類。「大阪府外国籍住民指針」大阪府が行う「広聴」担当の団体応接する。2010(H22)11/8・2014(H26)2/20の民族教育すすめる連絡会・同胞保護者連絡会件等々。 |
| 25 | 平成26年9月29日 (平成26年度請求 受付番号第1019 号) | 国連10年国内行動計画H9年は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(法律第145号)施行され、職員の人権意識高める研修資料求める。 | 府民文化部 人権局人権 企画課 | 平成26年10月10日付 け 人権企第1482号 | 不存在 非公開 | 請求の趣旨は、大阪府府民文化部人権局において保有する「人権局が大阪府職員を対象に人権意識を高めるために実施した研修に使用した資料」の公開を求めるものと理解した。 採用時や職階等に応じて実施される人権研修は総務部人事局により実施されていることから本請求にかかる文書は存在せず、保有していないため。 | 平成26年10月15日 平成26年度第35号 | 同上 |
| 26 | 平成26年8月27日 (平成26年度請求 受付番号第844号) | 人権室(R・U)旧年旧来から、V総括・W係員等の例年継続する「国籍」差別化(特別永住者の件)は、解決どころか、多岐に渡る職種増加至り、「個人の尊厳」欠如や「個人」排除傾向浮上から、人権局の普遍的な人権知るもの求める。 | 府民文化部 人権局人権 擁護課 | 平成26年9月8日付け 人権擁第1172号 | 不存在 非公開 | 請求者は、在日外国人であって自分及び子どもが受けた差別について、人権室(局)において関わる職員が増えるもののその問題が解消されていないと認識しており、今まで対応した職員の認識や知識が不十分であったと考えていることから、情報公開請求を行ったものである。請求者が求める行政文書については、「人権局職員が普遍的(基本的)人権を重視しなければならない立場でありながら、問題を解決しないまま対応を続けている根拠となる資料」とのことであった。 今回請求者が求めている上記資料については、人権局では管理していないため。 | 平成26年10月15日 平成26年度第36号 | 同上 |